

○法務省告示第百二十八号
北海道中川郡音威子府村役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。
平成二十七年三月三日
法務大臣 上川 陽子

北海道中川郡音威子府村上音威子府大学演習
林番外地
市之瀬次郎
○法務省告示第百二十九号
佐賀県多久市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十七年三月三日
法務大臣 上川 陽子

佐賀県小城市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十七年三月三日
法務大臣 上川 陽子

○外務省告示第五十九号
キプロス共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブルで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十六年十二月十九日に欧州評議会事務局長に寄託した。また、インドネシア共和国政府は、前記の条約及び議定書の批准書を平成二十七年一月二十一日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、同年四月一日にキプロス共和国について、また、同年五月一日にインドネシア共和国について、それぞれ効力を生ずる。
(平成二十七年一月九日付け及び同年一月二十三日付け欧州評議会事務局長書簡)
平成二十七年三月三日
外務大臣 岸田 文雄

○外務省告示第六十号
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則第 26 の 2.3(a) から 49 の 3.1(a) から (d) 及び 49 の 3.3(a) から (g) の規定は、平成十七年十月五日に、特許協力同盟の総会の決定により修正され、特許庁は、同規則第 26 の 2.3(i), 49 の 3.(g) 及び 49 の 3.(h) に規定する通告を平成十八年三月十三日付けで国際事務局に行っていたところ、特許庁は、同通告を撤回し、平成二十七年四月一日より同規則第 26 の 2.3(a) から (i), 49 の 3.(a) から (d) 及び 49 の 3.(a) から (g) の規定は、我が国について効力を生ずる旨の通告を平成二十七年二月十日付けで国際事務局に行った。
平成二十七年三月三日
外務大臣 岸田 文雄

○農林水産省告示第四百六十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 和歌山県田辺市本宮町皆瀬川字十九良谷三一八、三二一から三三三まで、三三三の一、三三六から三四二まで、三四八から三五〇まで、三六八、三六九、三七三、三七四、三七六、三七七、字串平三七八の一、三七九の一、三八三の一、三八四から四〇四まで、三八九の一、四〇六から四三〇まで、四一五の一、四二二の一、四二二の二、四二四の一、四二九の一、四二九の二、四三〇の一、四三三から四三五まで、四三七から四四〇まで、四四二から四四六まで、四四四の一、字定ノ谷四八八・四八九(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、四九〇から四九三まで、字向ノ峯四九四から四九七まで、四九八から五〇〇まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る)、五〇一から五一六まで、五一四の一、五一八、五二〇、五二二、五二二の一、五二三の一、五二四、五二四の一、五二五の一、五二六から五二九まで、五三七、五三八、五四六から五七五まで、五五八の一、五六一の一、五六七の一、五七六の一、五七七の一、五八二、五八三、五八四の一、五八五の一、五八六、五八八、一四九四、一四九八、一五〇一、一五〇二、字大山谷六〇二(次の図に示す部分に限る)、六〇三から六〇九まで

二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百七十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山一の一三(次の図に示す部分に限る)
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百七十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

一 保安林の所在場所 青森県青森市浪岡大字細野字目倉石三四五の一四(次の図に示す部分に限る)
二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百七十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

一 解除に係る保安林の所在場所 和歌山県東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰七三二の二(国有林)
(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(三) 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第四百七十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

一 解除に係る保安林の所在場所 岡山県高梁市落合町福地字清水上二五六の三(国有林)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第四百七十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

一 解除に係る保安林の所在場所 長野県飯田市松尾代田一四〇三の九三
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第四百七十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正

○農林水産省告示第四百七十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年三月三日
農林水産大臣 林 芳正